

PFI 等導入可能性検討（スクリーニング）の実施に関するガイドライン

第1 目的

PFI については、平成 15 年 9 月に公表された「京都府行財政改革指針～いかかくナビ～」の事業改革の一つとして掲げられ、その導入・推進を図ることとしたところであり、財政の健全化とともに効率的かつ透明性のある行財政運営を実施していくための手法として府事業に適用していくことが求められている。

京都府では、平成 16 年に京都府 PFI 事業導入指針、PFI 導入可能性検討（スクリーニング）の実施に関するガイドライン（以下本ガイドライン）を策定し、PFI の導入に取り組んできたところである。

本ガイドライン策定後、平成 23 年には PFI 法改正による公共施設等運営権制度の導入が行われ、平成 28 年民間資金等活用事業推進会議決定「PPP/PFI 推進アクションプラン」では PPP/PFI 推進のための施策として実行ある優先的検討の推進が掲げられるなど、公共施設等の整備において多様な PPP/PFI 手法を活用することが強く求められている。

この度、PFI 法改正、社会情勢の変化などを受けて、本ガイドラインの改正を行い、公共施設等の整備等において PFI 等の積極的な活用を図るとともに、京都府 PFI 導入指針に基づく事業担当部局・事業所管課（以下「部局等」という。）の効率的・効果的な事業の発案に資するため、PFI 等導入可能性検討（スクリーニング）を実施することとする。

第2 対象手法

本ガイドラインの対象とする PFI 等手法は次に掲げるものとする。

1 民間事業者が公共施設を設計、整備、運営する手法	PFI BOT 方式（建築 Build-運営等 Operate-移転 Transfer） BTO 方式（建築 Build-移転 Transfer-運営等 Operate） RO 方式（改修 Rehabilitate-運営等 Operate） BOO 方式（建築 Build-所有 Own-運営等 Operate） DBO 方式（設計 Design-建築 Build-運営等 Operate）
2 民間事業者が公共施設の運営等を担う業務	公共施設運営権方式
3 公的不動産の利活用	定期借地権、定期借家権方式
4 その他	信託、リース方式 等

第3 対象施設の抽出

1 施設リストの作成

府有資産活用課は、以下の条件を満たす施設のリストを作成し、部局等へ事業の

実施状況を照会することとする。

- (1) 築年数 40 年を超えた施設
- (2) 「明日の京都」において新築、建替等が予定されている施設
- (3) 基本構想策定済みの施設

2 PFI 等導入可能性検討調書の作成

(1) 部局等はリストに掲載された施設のうち、新築・建替等を検討している施設で以下の条件を満たす施設について PFI 等導入可能性検討調書を作成し、府有資産活用課に提出することとする。

- ① 設計及び建設費が 10 億円以上の施設（改築を含む。）
- ② 年間運営費が 1 億円以上の施設
- ③ 上記以外の事業で民間の経営ノウハウ等の活用により行政の効率化やサービスの向上が見込まれる施設

(2) リストに掲載されていない施設で基本構想策定済みもしくは策定予定の施設についても、同様の条件を満たす施設について PFI 等導入可能性検討調書を作成し、府有資産活用課に提出することとする。

(3) 次に掲げる公共施設整備事業をスクリーニングの対象から除くこととする。

- ① 災害復旧等、緊急に実施する必要がある公共施設整備事業
- ② 既に PFI 等手法の導入が前提とされている事業

3 ヒアリングの実施

府有資産活用課は、PFI 等導入可能性調書の提出を受けて、各部局等にヒアリングを実施することとする。

4 次年度以降の検討

府有資産活用課は、ヒアリングの結果、導入可能性検討の対象とならなかった施設について、次年度に再度ヒアリングを行うこととする。

第4 PFI 等導入候補事業の選定（一次評価）

府有資産活用課は、ヒアリングの結果、導入可能性検討の必要があると認められた施設整備等事業について下記の視点に基づき検討を行い、PFI 等導入候補事業を選定することとする。

- 1 公共性による制限が少なく、民間に任せられる部分があること。
- 2 民間に任せる事業範囲が明確にできること。
- 3 補助金等資金調達条件が不利にならないこと。
- 4 整備・運営開始までの期間が 3 年以上確保されていること。

第5 概略調査の実施

府有資産活用課において選定された PFI 等導入候補事業については、VFM の概算による算定等コスト面での PFI 等への適性について概略調査を実施することとする。

1 手法の選定

府有資産活用課は概略調査に先立って当該事業の期間、特性、規模等を踏まえ各部局等と協議の上、最も適切な PFI 等手法を選定する。唯一の手法を選択することが困難である場合には複数の手法を選択できることとする。

2 概略調査の方法

概略調査は、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と PFI 等手法を導入した場合との間にかかる費用を比較する。費用の比較は PFI 等手法簡易定量評価調書（別紙 2）を用いて行うこととする。

概略調査が困難な場合は、概略調査を行わず二次評価を行うことができる。

第 6 PFI 等導入可能性調査実施事業の決定（二次評価）

1 PFI 事業推進委員会は、上記概略調査の結果を検討の上、PFI 等導入可能性調査を実施する事業を決定することとする。

2 PFI 等導入可能性調査を実施する事業として委員会で決定された施設整備等事業の一覧を公表する。

【スクリーニングの流れ】

